富山県青少年健全育成条例施行規則新旧対照表

li li	宗月少千诞至月 以宋 例施17 规则利旧对照衣 新	備考
第1条、第2条 略	第1条、第2条 略	via · J
(有害図書等とみなされる図書等の内容)	 (有害図書等とみなされる図書等の内容)	
第3条 条例第9条第2項第1号の規則で定め	第3条 同左	
る写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当		
するものを被写体とした写真又は描写した絵		
(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたも		
のを含む。)とする。		
(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑	(1) 同左	
わいな姿態で次のいずれかに該当するもの		
ア略	ア略	
イ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示	イ 陰部、でん部又は胸部を誇示	○性別を問わない記載に改めるもの
し、又は露出した姿態	し、又は露出した姿態	(「男性の胸部」を含むよう改正)
ウ 男女間の愛ぶの姿態	ウ愛ぶの姿態	○性別を問わない記載に改めるもの
 エ〜カ 略	 エ〜カ 略	(「同性間の愛ぶ」を含むよう改正)
(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいず	(2) 同左	
れかに該当するもの		
ア 男女間の性交又はこれを連想させる行	ア 性交、肛門性交、口腔性交若しくはこ	○性別を問わない記載に改めるとと
 為	れらを連想させる行為又は性的な部位	もに、男女間の性交及び同性間の性
		行為について内容を列記するもの
	でん部又は胸部をいう。)への接触行為	(適用範囲は従前のとおり)
	イ 暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門	
	性交又は口腔性交その他のりよう辱行為	○刑法改正に伴い文言を改めるもの
	<u>(削る。)</u>	○同号アに対象をまとめるもの
エ変態性欲に基づく性行為	ウ 変態性欲に基づく性行為	○繰下げの規定整備

2 略	2 略	
第4条~第14条 略	第4条~第14条 略	
 様式第 1 号~様式第10号 略	 様式第1号〜様式第10号 略	